

養育費・親子交流について

～子どものために話し合っておくこと～

養育費とは

養育費とは、子どもに必要な食費、教育費、医療費などの生活費のことです。夫婦は離婚しても、父親母親としてお子さんを育てる大きな責任があります。

取り決めの方法

養育費は、両親の収入をもとに話し合っで決めるのが一般的です。話し合いがまとまった場合は口約束でなく書面にし、公証役場で公正証書を作成しておくことで安心です。話し合いで決めることができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

金額の決め方

養育費の金額については、裁判官等によって作成された「養育費の算定表」が参考になります。この「算定表」は裁判所や養育費相談支援センターのホームページ等で見ることができます。

金額の変更

養育費は、いったん取り決めても、その後、父母の収入が変化したときや、再婚して扶養家族が増えたときなど、「事情の変更」があれば、増額又は減額について双方が話し合っで変更することができます。

※福岡市では「養育費に関する公正証書等の作成費用等を補助する事業」及び「養育費の取り決めに掛かる保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用（保証料）を補助する事業」を行っています。詳細は添付しているチラシをご確認ください。

親子交流とは

親子交流とは、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に会っで話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。たとえ両親が離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されていると実感できることによっで深い安心感と自尊心を育むことができます。

親子交流の方法

親子交流の方法には、父母が話し合っで決めた場所に子どもが出かける（連れて行く）方法、別居親が迎えに来る（訪問する）方法、宿泊を伴う方法などがあります。

いずれの場合も、子どもの年齢、健康状態、生活状況等を考慮して無理のないように決めることが大切です。

取り決めの方法

親子交流で取り決めておく必要があるのは、交流の時期、方法、回数、親同士が守らなければならないルールなどです。また、送り迎えについて誰が、どこで、どのようにするかについてもできるだけ具体的に決めておいたほうがよいでしょう。

父母の話し合いで決めることができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

父母が心がけること

親子交流の際に子どもがのびのびと過ごせるように、子どもの気持ちや日常生活のスケジュールや生活リズムを尊重して、会い方や親子時の過ごし方を考えましょう。

どちらの親も、相手の悪口を言わない、約束を守る、過大なプレゼントをしないなどのルールを守ることが大切です。

Q 約束した養育費を払わないとどうなりますか？

A 公正証書に強制執行認諾条項が入っていれば、不払いになったときに強制執行ができます。話がまとまらず家庭裁判所の調停や審判で養育費を決めた場合も、強制執行により、収入や財産が差し押さえになります。

Q 離婚（別居）前に家庭内で暴力があった場合でも親子交流をしなければならないのですか？

A 親子交流の場面で子どもへの暴力の危険があるかどうか等によって、親子交流を控えるべき場合もあります。このような場合、話し合いができないときは、家庭裁判所の調停を利用するなどして、お互いに納得して問題を解決できるようにしましょう。調停手続を利用しても合意ができないときは、審判で決定されることになります。

養育費・親子交流についてのご相談は

◇養育費等相談支援センター

電話相談：0120-965-419（携帯電話の場合は03-3980-4108）

相談時間 月・火・木・金曜日 10:00~20:00、土曜・祝日 10:00~18:00
水曜日 12:00~22:00

メール相談：info@youikuhi.or.jp

◇福岡市立ひとり親家庭支援センター（生活相談、就業相談もお受けしています。）

電話番号：092-715-8805 FAX：092-725-7720 所在地：中央区大手門2-5-15

相談方法 面接相談、電話相談

相談時間 火~土曜日 9:00~21:00（月曜日及び12月29日~1月3日はお休みです。）
日曜・祝日 9:00~17:30

法律相談 毎週土曜日 14:00~16:00（要 事前予約）

◇福岡市男女共同参画推進センター「アミカス」（離婚全般に関するご相談もお受けしています。）

電話番号：092-526-3788 所在地：南区高宮3-3-1

相談方法 電話相談、面接相談（要予約）

相談時間 月~日曜日10:00~16:30（第2・最終火曜日（祝日の場合は翌平日）、12月28日~1月3日はお休みです。）

毎月第2・4月曜日 10:00~20:00（祝日を除く）

法律相談 毎月第1~4水曜日 13:00~16:00（要 事前予約）（祝日を除く）

毎月第4月曜日 18:00~20:00（要 事前予約・お仕事をお持ちの方）（祝日を除く）

児童の家庭での養育、ひとり親家庭の生活上の問題・自立のためのご相談は

◇各区役所子育て支援課 家庭児童相談室

東区 電話番号：092-645-1072 所在地：東区箱崎2-54-1

博多区 電話番号：092-419-1084 所在地：博多区博多駅前2-8-1

中央区 電話番号：092-718-1104 所在地：中央区大名2-5-31

南区 電話番号：092-559-5124 所在地：南区塩原3-25-1

城南区 電話番号：092-833-4104 所在地：城南区鳥飼6-1-1

早良区 電話番号：092-833-4357 所在地：早良区百道2-1-1

西区 電話番号：092-895-7069 所在地：西区内浜1-4-1

相談方法 面接相談、電話相談

相談時間 平日9:00~17:00（土・日・祝日及び12月29日~1月3日はお休みです。）

ひとり親家庭の養育費確保に関する費用を補助します

● 養育費に関する公正証書等作成支援事業

養育費に関する取り決めについて、公正証書等を作成する際の本人負担費用を補助します。公正証書等を作成した日の翌日から6か月以内にお申し込みください。

(1) 対象者

公正証書等を作成した福岡市にお住まいのひとり親の方で、下記のいずれにも該当する方

- ア 養育費の取り決めに係る経費を負担している
- イ 養育費の取り決めに係る債務名義を有している
- ウ 養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の者）を現に扶養している
- エ 過去に養育費の取り決めの対象となる児童にかかる養育費に関する公正証書等作成支援事業補助金の支給を受けたことがない

(2) 対象経費

養育費の取り決めに要する経費のうち、公証人手数料や家庭裁判所の調停申し立て、又は裁判に関する収入印紙代など。（上限5万円）

● 養育費保証支援事業

養育費保証契約を保証会社と締結する際の本人負担費用（保証料）を補助します。養育費保証契約を締結した日の翌日から6か月以内にお申し込みください。

(1) 対象者

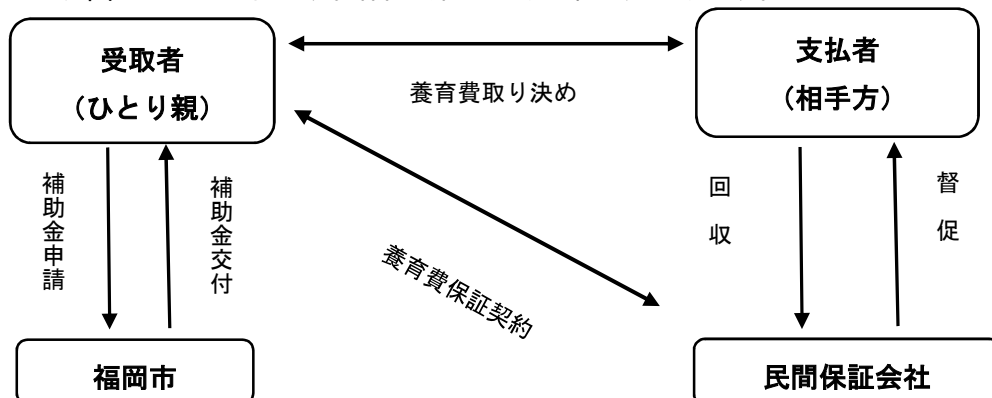
養育費保証契約を締結した福岡市にお住まいのひとり親の方で、下記のいずれにも該当する方

- ア 児童扶養手当の支給を受けている（同等の所得水準にある方を含む。）
- イ 養育費の取り決めに係る債務名義を有している
- ウ 養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の者）を現に扶養している
- エ 1年以上の養育費保証契約を締結している
- オ 過去に養育費の取り決めの対象となる児童にかかる養育費保証支援事業補助金の支給を受けたことがない

(2) 対象経費

養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、本人が負担する保証料。（上限5万円）

(3) イメージ図 ※図は一例です。保証会社により内容は異なります。



【問い合わせ先】

福岡市立ひとり親家庭支援センター（火～土曜日 9時～21時、日曜・祝日 9時～17時30分、月曜休館）

住所：福岡市中央区大手門2丁目5-15 電話：092-715-8805 FAX：092-725-7720